

松阪市建設工事等指名(入札参加資格)停止措置要領

平成 17 年 1 月 1 日
松阪市告示第 150 号

(目的)

第 1 条 この要領は、建設工事等の適正な施工を確保するため、有資格業者の指名及び入札参加資格停止（以下「指名停止」という。）について必要な措置を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）並びに維持業務委託並びに測量、設計、調査及び工事監理に係る業務委託（以下「業務委託」という。）をいう。

(2) 有資格業者

松阪市契約規則（平成 17 年松阪市規則第 64 号）第 5 条の規定に基づき一般競争有資格者名簿（以下この条及び次条において「有資格者名簿」という。）に登録された建設業者、測量、設計監理、地質調査、コンサルタント業者等をいう。

(3) 市発注工事

松阪市及び松阪市上下水道部が発注する建設工事等をいう。

(4) 一般工事

三重県内で施工される市発注工事以外の建設工事等（民間の建設工事等を含む。）をいう。

(5) 役員等

ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいう。

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。

ウ 個人にあつては、その者及び支配人をいう。

(6) 使用人

役員等以外の職員をいう。

(7) 指名停止

有資格業者が、別表第 1 及び別表第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当する場合に、別表各号に定めるところにより、期間を定めて市発注工事の指名の対象外とする措置をいう。

(8) 市長等

市長及び松阪市上下水道事業管理者をいう。

(9) 公共機関等の職員

刑法（明治40年法律第45号）第7条第1項に規定する国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員及び特別法上公務員とみなされる者並びに職務の公共性から、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の私人をいう。

(10) 下請負人

建設工事等のうち、建設工事においては建設業法第2条第5項に規定する下請負人をいい、業務委託においては、受注者が業務の履行に当たって再委託する者をいう。

(11) 短期

別表各号に掲げる措置要件毎に定める措置期間のそれぞれ最も短いものをいう。

(12) 長期

別表各号に掲げる措置要件毎に定める措置期間のそれぞれ最も長いものをいう。

(指名停止の決定機関)

第3条 市発注工事の施工（業務委託の履行を含む。以下同じ。）に係る指名停止の決定は、松阪市入札及び契約審査会（以下「審査会」という。）に諮り、市長等が決定する。

2 前項の審査会に代えて、市発注工事以外の工事に係る停止事件については、事務局の起案により行うことができるものとする。

(指名停止)

第4条 市長等は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、状況に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。ただし、指名停止の期間は、3年を越えることはできない。

2 前項の規定により指名停止を行ったときは、市発注工事の契約を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者又は当該指名停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 第1項の規定により指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者等が市発注工事の契約につき落札決定を受け、契約が締結されていない場合においては、当該落札決定を取り消すことができる。

4 一般競争入札を行うに際し、第1項の規定により指名停止を行ったときは、市長等は当該指名停止に係る有資格業者又は当該指名停止に係る有資格業者を構成員と

する共同企業体を参加させてはならない。また、当該指名停止に係る有資格業者又は当該指名停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体の入札参加申請を受理している場合には、受理を取り消し、当該有資格業者に取消しの通知をしなければならない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第5条 市長等は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止の起因となる事由について責を負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の各構成員(明らかに当該指名停止の起因となる事由について責を負わないと認められる構成員を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 前条第1項又は第1項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。なお、本項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したことにより行うものではないので、第6条第2項に基づく加重措置の対象としない。

(指名停止の期間の特例)

第6条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期(別表第2第7号のうち措置期間を固定している措置要件に該当することとなったときは当該措置期間)の2倍の期間とする。ただし、有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、本項の規定に基づく加重措置の対象としない。なお、下請負人又は共同企業体の構成員について本項の規定に基づく加重措置を講じるときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができる。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第7号の措置要件に係る指名停止の期間満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第2第1号から第3号まで又は第7号の措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

- 3 市長等は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。
- 4 市長等は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期（別表第2第7号のうち措置期間を固定している措置要件に該当することとなったときは当該措置期間）を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）まで延長することができる。
- 5 市長等は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、前各項、第7条及び別表各号に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長等は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。
- 7 指名停止の期間を算定するにあたり1か月未満の端数が生じる場合は、その端数は切り上げるものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第7条 部長等は、第4条第1項の規定により指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。なお、前条第2項の規定の対象となり、かつ、次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、同項を適用した後に、それぞれ別表各号に定める短期を加えた期間とする。

- （1）市発注工事の入札において有資格業者が、松阪市談合情報対応マニュアルに基づく誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号又は第3号に該当したとき
- （2）別表第2第2号又は第3号に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者（独占禁止法第7条の2第8項各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）
- （3）別表第2第2号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7

項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第3条第4項の規定に基づく市による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき（前3号の規定に該当することとなった場合を除く。）

(5) 市職員又は他の公共機関等の職員が、公契約関係競売等妨害、談合又は入札談合等関与行為防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）

（事案の報告等）

第8条 市発注工事を発注する担当課長は、所掌する市発注工事について指名停止を要すると認められる事案が発生したとき、又は指名停止の期間を変更し、若しくは指名停止を解除する必要が認められるときは、別紙第1号様式に意見を付して審査会の会長に報告するものとする。

2 審査会の会長は、前項の報告があったときは、速やかに審査会の審議に付するものとする。

（指名停止の通知）

第9条 市長等は、指名停止の措置（指名停止期間の変更及び指名停止の解除を含む。）を決定したときは、遅滞なく、当該有資格業者に対し、別紙第2号様式から第4号様式までにより通知するものとする。

（指名停止の期間の始期）

第10条 指名停止の期間の始期は、指名停止の決定があった日の翌日とする。

2 指名停止の期間中の有資格業者について、別件として再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止を決定した日とし、再度通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第11条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

（災害時等の相手方の決定の特例）

第12条 市発注工事を随意契約により発注しようとする場合において当該随意契約の理由が次の各号に該当し、あらかじめ市長等の承認を受けたときは、前条の規定にかかわらず、指名停止の期間中の有資格業者と請負契約を締結することができる。

(1) 災害時の応急工事で、他の業者に施工させ難いと認められるとき

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第6号若しくは第7号又は地

方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号、第 6 号若しくは第 7 号に該当し、他の者に施工させ難いと認められるとき

(下請負等の禁止)

第 13 条 指名停止の期間中の有資格業者は、市発注工事の下請負人となることができないものとする。ただし、当該有資格業者が、指名停止の期間の始期前に契約締結したものについてはこの限りでない。

2 有資格業者が、指名停止の決定の日又は指名停止の期間中に有資格者名簿から抹消された場合は、当該指名停止の期間の満了する日までは市発注工事の下請負人となることができないものとする。ただし、当該業者が、指名停止の期間の始期前に契約締結したものについてはこの限りでない。

(指名停止業者が合併等をした場合の指名停止の効果)

第 14 条 指名停止期間中の有資格業者の業務が合併営業譲渡等により他の有資格業者に受け継がれたときは、指名停止の効果は、業務を受け継いだ有資格業者に継承されるものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第 15 条 市長等は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、第 5 号様式による書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(準用規定)

第 16 条 製造の請負、物品購入及び第 2 条第 1 号以外の業務委託等については、この要領を準用する。

(指名停止の公表)

第 17 条 市長等は、第 4 条第 1 項の規定により指名停止の措置を行ったときは、当該有資格業者名等を公表するものとする。

附 則

この告示は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 8 月 18 日告示 193-2 号)

この告示は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 31 日告示 126 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 11 月 28 日告示 300 号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日告示 63 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日に指名停止の終期が到来していない者について、当該指名停止を決定した時点に遡りこの告示を適用した場合に指名停止の期間が短縮される者については、この告示の施行の日に指名停止の期間を変更する、又は解除することとする。
- 3 この告示の施行の日までに指名停止の決定をしていない者については、この告示を適用することとする。